

三重県立熊野古道センター
管理運営計画

平成 18 年 3 月 24 日

三重県

目 次

はじめに

1 世界遺産「熊野古道」	1
(1) 世界遺産登録	
(2) 熊野古道の価値	
2 基本構想.....	3
3 施設の概要.....	4
(1) 建設場所	
(2) 主な建築の内容	
4 センターがめざすべき姿.....	5
5 センターで取り組むテーマ.....	6
(1) 熊野古道を理解していただくためのテーマ	
(2) 熊野古道に親しんでいただくための情報	
6 事業の考え方.....	9
(1) 情報収集・集積機能	
(2) 交流機能	
(3) 情報発信機能	
(4) 窓口機能	
(5) その他	
7 開館形態.....	13
(1) 休館日及び開館時間	
(2) 入場料・利用料金等	
8 運営体制のあり方.....	15
9 運営組織.....	16
(1) 指定管理者のあり方	
(2) 指定管理者の運営体制	
10 交流と連携.....	18
(1) 人々との交流	
(2) 施設との連携	
(3) 地域振興ゾーンとの連携	
(4) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の各登録地との連携	
(5) 全国との交流	
(6) 世界との交流	
11 事業評価.....	19
(1) 指定管理者の自己評価	
(2) 県における指定管理者の評価	

はじめに

紀伊山地は、「高野山」、「吉野・大峯」、そして「熊野三山」の三大霊場が形成され、これらの霊場とその参詣道は、「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコの世界遺産（文化遺産）登録を目指し取組みを進め、平成16年7月7日に日本で12番目の世界遺産として登録された。

参詣道のひとつ、熊野参詣道は「熊野三山」への参詣者が辿った道であり、「熊野古道」とも呼ばれ、自然と人との深い関わりのなかで形成された、すぐれた「文化的景観」を持ち、現在まで良好な形で伝えられている。

この貴重な世界遺産「熊野古道」に関する拠点施設について、平成16年3月に「三重県熊野古道センター（仮称）基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、この構想をもとに、平成18年度中を目途に尾鷲市向井地区で建設を進めているのが、「三重県立熊野古道センター」（以下「センター」という。）である。

「三重県立熊野古道センター管理運営計画」は、そこで取り組むべき事業の方向性、管理運営のあり方等について取りまとめたものであり、今後のセンター運営の指針とするために策定するものである。

1 世界遺産「熊野古道」

(1) 世界遺産登録

「紀伊山地の靈場と参詣道」は、平成16年7月7日、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産（文化遺産）に登録されたが、全世界で812件（平成17年7月現在）におよぶ世界遺産のうち、これまでに「道」が対象になったのはわずかに1件（サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路）だけであり、世界で2箇所目の極めて珍しい道の遺産であり、文化的景観の価値が認められた世界遺産である。

「参詣道」のうち、「熊野参詣道」を「熊野古道」と呼び、三重県内に残る紀伊半島の東側を通って熊野三山へ至る「熊野参詣道伊勢路」は、庶民に親しまれてきた道であり、現在も16の峠道などが当時の風情を現在に残している。

(2) 熊野古道の価値

① 熊野古道の特徴

「ユネスコ世界遺産年報2005」によれば、「紀伊山地の靈場と参詣道」について、『紀伊山地に展開している熊野三山、高野山、吉野・大峯は、自然崇拜に根ざした神道や中国伝来の仏教、その両者が結びついた修驗道など、多様な信仰の形態を育んだ神仏の靈場である。こうした三大靈場と参詣道における自然環境と一体になった信仰心は、今なお人びとの中に息づいている。「紀伊山地の靈場と参詣道」は、その独特的景観が認められ、日本で初めて、遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産である。』と記されている。

このように、熊野古道の価値は単に「自然あふれる歴史の道」という点にとどまらず、日本固有ともいえる独特の信仰心と結びついた参詣道であることが世界的な評価につながった。

※ 「紀伊山地の靈場と参詣道」は世界遺産登録申請時には英文で” Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range, and the Cultural Landscapes that Surround Them”（紀伊山地の靈場と参詣道と、それらを取り巻く文化的景観）とされていた。長文であったことから後半部は割愛され、登録名称は” Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range”となっている。

② 文化的景観としての価値

世界遺産には文化遺産と自然遺産があり、人類が築き上げた壮麗な記念碑的建造物や手つかずの自然地域が中心となって登録されてきた。そこに人が自然に対して働きかけ、自然との間に築き上げてきた物理的、精神的な関係を多様に示す「文化的景観」の普遍的価値を認めようという声が高まり、従来の文化遺産の登録基準の中に、遺産を景観的な側面から解釈することが可能な文化的景観が加えられることとなった。

世界遺産における文化的景観の定義は、「自然と人間の共同作品」とされ、人が自然を利用して、長い時間をかけて創り出された景観を意味し、次のようなものがある。

- i 人間によって設計され創り出された公園や庭園などの景観
- ii 棚田など農林水産業などの産業と関連した有機的に進化してきた景観
- iii 自然的要素が強い宗教的、芸術的、或は、文化的な事象に関連する景観

熊野古道においては、次の点が「文化的景観」に該当するとされた。

ア) 参詣道であるという精神性と密接にかかわる景観

※ 推薦資産を構成する個々の記念工作物及び遺跡は、神道および仏教、その融合の過程で生まれた山岳信仰である修験道など独特の信仰形態の特質を表す顕著な事例であり、山岳地帯に所在する行場などの神聖性の高い自然物または自然の地域は、信仰に関連する独特的な文化的景観を形成している。（上記 iii 関連）

イ) 産業や暮らしとともに自然と一体となって形成された道を中心とした景観

※ 参詣のルートとなる道や川など線状にのびる資産に沿っては、信仰の山の経済的な基盤として発展し、今なおこの地域における生活や生業と密接に関わる人工林の地域などの良好な文化的景観が展開している。（上記 ii 関連）

※ 「世界遺産一覧表記載推薦書」より要旨抜粋

2 基本構想

基本構想においては、センターを「熊野古道」と「人」を結ぶ絆とし、東紀州全体、三重県全体の熊野古道をテーマとともに、わが国における「紀伊山地の霊場と参詣道」の東のエントランス施設として位置付けている。

(1) 運営の方向性

基本構想において示されたセンター開館後の運営の方向性は、以下のとおりである。

- ① みんなで作り上げる活動するセンター
地域住民・事業者などと協働で作り上げ運営していく。
施設（ハード）本位ではなく、運用・運営（ソフト）の視点を重視して作り上げる。
- ② 成長していくセンター
エンドユーザー（ビジターや運営する人たち）のニーズに合わせられるフレキシブルな施設運営。

(2) 運営の基本的な考え方

上記(1)のセンターの目指す方向性を実現するため、運営に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりとしている。

- ① 住民・関係者との協働による事業運営
中心機能の各分野において、住民や事業関係者との協働による積極的な事業運営を行う。
- ② 来訪者と地域（地元住民）との積極的な交流
古道ウォークはもちろん、センター内での事業においても来訪者と地元住民との交流を図る。
- ③ できるだけ効率的な施設運営
事業運営や施設管理において自然の資源や豊かな発想などを通じ、効率的な運営を築く。

（基本構想P12、補足資料より抜粋）

3 施設の概要

(1) 建設場所

三重県尾鷲市大字向井字村島 12番4外 (敷地面積 38,863.45m²)

(2) 主な建築の内容 (延床面積 約2,238m²)

- ・ 多目的交流棟【木造 (尾鷲ひのき) : 約853m²】
- ・ 展示棟 【木造 (尾鷲ひのき) : 約853m²】
- ・ 研究収蔵棟 【RC造 : 約532m²】

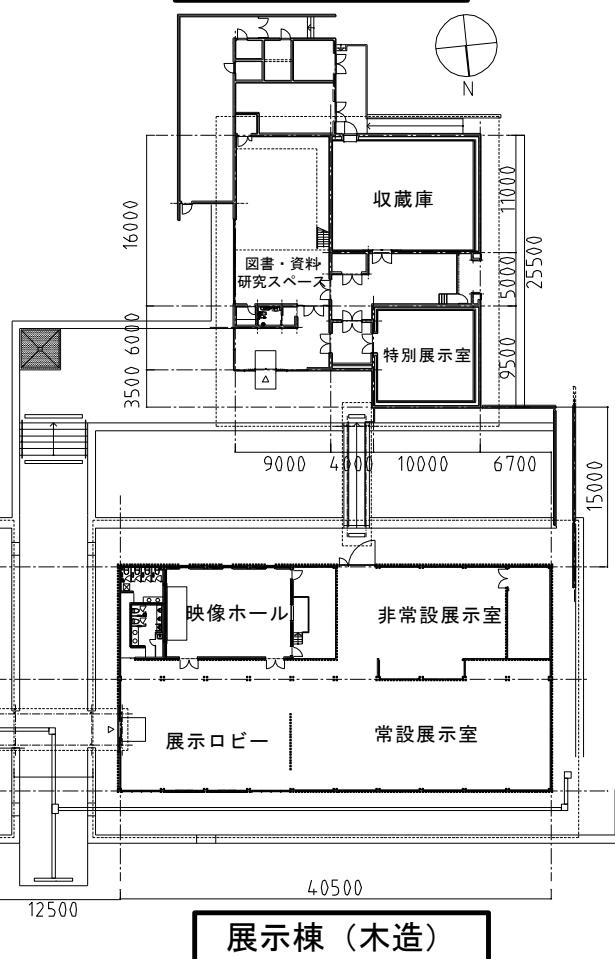


※ 全体事業費

約20億円

(土地購入・建築・設備・展示・外構工事費)

研究収蔵棟 (RC造)



多目的交流棟 (木造)

展示棟 (木造)

※ 地域振興ゾーン（「建物配置図」左上部）は、センターと連携しながら、地域の多様な主体が、集客交流の催しなど地域づくりの活動を行うスペースとして確保されたゾーンである。

4 センターがめざすべき姿

センターは、世界的に珍しい「道」の遺産である「熊野古道」を活用していくための拠点である。

熊野古道の世界遺産としての価値の本質は、自然や地域の持つ風土などと融合した「文化的景観」にあることから、センターが取り上げるテーマは、道を中心に、熊野古道の文化的景観を構成する自然、精神性、産業、暮らしなどの分野を対象とする。

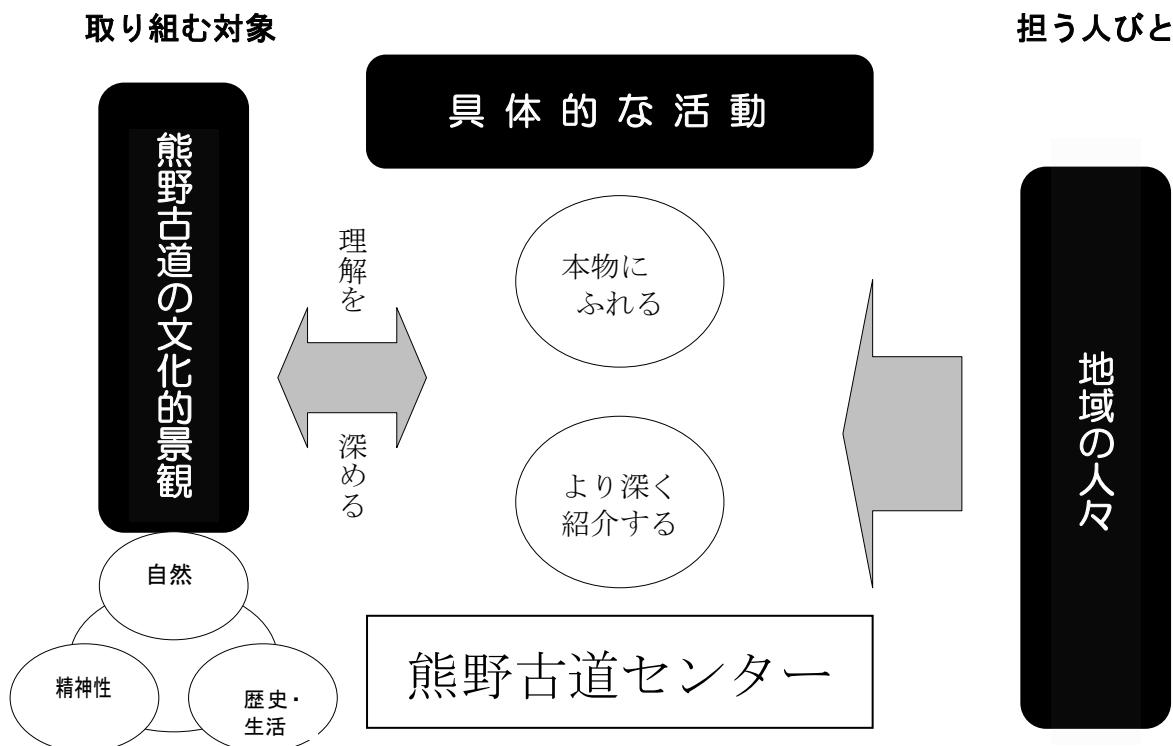
しかしながら、「文化的景観」はさまざまな要素が関係しながら構成されているものであり、また新しい概念である。

熊野古道の本質を理解するためには、熊野古道を歩き、地域の自然や風土に直接触れ、さらに歴史・生活、精神性など熊野古道に関するさまざまな知識を得たり体験をすることが重要である。これらをサポートするのが、センターの中心的な役割である。

このような役割を果たす上においては、地域住民や行政機関等と連携しながら活動を進めることが大切である。

センターは、地域と連携しながら熊野古道の本質の理解をサポートし、来訪者と地域の人々を結び、交流を生み出す、“新しいビジターセンター”を目指していく。

これらの活動によって、新しい地域社会を創造する原動力である「文化力」を高め、地域の文化をより豊かにしながら地域の振興を図ることができるものと考える。



5 センターで取り組むテーマ

センターでは、世界遺産及び熊野古道の文化的景観への理解を深め、さらには熊野古道に関連する様々な情報の提供に取り組むものとする。

(1) 熊野古道を理解していただくためのテーマ

① 世界遺産に関すること

世界遺産とは、国境と世代を越えた共通の宝物とされ、次のように説明されている。

世界中のあらゆる地域には、国や民族が誇る文化財や自然環境があります。

世界遺産とは、現代を生きる世界のすべての人びとが共有し、未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物のことです。

そこには、国境という概念はありません。自国の文化と歴史を愛することは、他国の文化と歴史を理解し、尊重することへつながっているからです。

例えば、エジプトのピラミッドは、エジプトに暮らす人びとだけではなく、私たち日本人を含む人類全体にとって同様に大切な文化遺産です。

異なる文化にも理解を深め、遺跡や文化財が生まれた背景や歴史を学び、自然の素晴らしさから受ける感動を多くの人びとと分かち合う。

世界遺産活動を通じて私たちは、地球環境の保全はもちろん、世界平和の大切さを学ぶことができると考えています。

(社団法人日本ユネスコ協会連盟)

このことを強く認識し、国際的な責任を果たしつつ、世界遺産を有効に活用しながら次の世代へ伝えていかなければならないものであることを、地域の人々はもちろん訪れる多くの人に伝えていくことが必要である。

ア) 世界遺産に関すること

世界遺産の意義とは何か、そして私たちは何をしなければならないのか等、世界遺産活動に関するこ。

イ) 熊野古道が世界遺産に指定されるに当たって評価された価値

熊野古道が世界遺産に登録された価値の本質に関する、文化的景観の概念やその内容に関するこ。

② 文化的景観を構成する要素に関するこ

ア) 自然分野

地域特有の植物や動物、またこの自然を育んできた気候や地理的特徴などに関するこ。

イ) 歴史・生活分野

東紀州地域の歴史、民俗、生活に関すること。

ウ) 精神性分野

熊野詣などに関することや、巨岩・巨木・滝など自然崇拜等に関すること。

(2) 熊野古道に親しんでいただくための情報

センターには、上記(1)以外にも、熊野古道やその周辺地域に関し、様々な問い合わせ等が寄せられることが想定されることから、あらかじめ熊野古道に親しんでいただくための情報の収集、提供に努めるものとする。

具体的には、

- ① 熊野古道のコースガイドや見どころなど熊野古道の現地情報
- ② その周辺地域情報
- ③ 道路や鉄道等のアクセス情報
- ④ 宿泊、飲食、物産などの滞在情報 等

について、利用者が必要とする情報を収集し、提供するものとする。

情報の提供に当たっては、速やかに利用者に情報が伝わるよう、観光協会や交通機関等各関係機関とのネットワーク化を図り、相互のホームページに連絡先を掲載する等、創意工夫し提供するものとする。

なお、この場合、子ども、高齢者、障害者など、多様な利用者の視点に立った情報の収集・発信に心がけるものとする。

熊野古道センターで取り組むテーマ

情報収集・集積機能

熊野古道を
理解していただくためのテーマ

熊野古道に
親しんでいただくための情報

世界遺産

自然

文化的景観

精神性

歴史・生活

古道現地情報

周辺地域情報

アクセス情報

滞在するための情報

情報発信機能

交流機能

窓口機能

県・市町・市民活動団体等

県及び市町等の熊野古道に関する事業
地域で取り組まれる活動

6 事業の考え方

センターにおいては、情報収集・集積、交流、情報発信、窓口の各機能を担うことになる。それらの機能を果たすため、各関係機関等と直接あるいは間接的に連携することによって事業を実施することが必要である。

(1) 情報収集・集積機能

① 資料の収集・保存

利用者に熊野古道を理解していただくために必要とする資料の収集、保存を行うものとする。

ア) 資料収集

自然、歴史・生活、精神性分野等の資料を収集、更新するものとする。

イ) 資料の管理業務

適正な保存管理と台帳管理業務を行うとともに、館内での検索作業やネットワーク上で公開するため、画像と解説データの電子情報化の作業を行うものとする。

② 地域関連情報の収集、整理

利用者に熊野古道に親しんでいただくために必要とする情報を各関係機関等と連携を図りながら収集し、誰でもいつでも利用できるよう整理し、データベース化（ホームページ公開など）するものとする。

(2) 交流機能

① 交流催事

熊野古道及びその周辺地域に関する交流催事を開催し、あるいは開催を支援することにより、東紀州地域内外の人々の交流を促進するものとする。

また、屋外空間については、地域内外の人々の交流空間を目指し、屋外空間を利用した催事も積極的に取り組むものとする。

② 体験事業

熊野古道をはじめ、東紀州地域の海、山、川等豊かな地域資源を活用した体験メニューを準備、提供するものとし、事業実施にあたっては、地域住民等と連携して取り組むものとする。

(3) 情報発信機能

情報収集した資料や情報を活用し、様々な機会を通じて、情報発信を行っていくものとする。

① 常設展示

熊野古道に対する理解を深めるため、映像・パネル・資料などを用いた常設展示を行うものとする。

展示を支えるのは人であり、ソフト面での充実を図るものとし、必要に応じてガイド等を配置するものとする。

こうした利用者への展示説明を通じて、熊野古道に関わる人々にとっての学習の場、活躍の場となることを目指すものとする。

展示の内容は、以下のとおりである。

ア) 世界遺産の登録

i 世界遺産の登録

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、登録証の展示と地図、写真等で紹介する。

ii 世界遺産映像ギャラリー

大型ディスプレーで、「文化的景観」及び風景映像を静止画で展示する。

イ) 熊野古道の現在

紀伊半島地形模型に映像を投射し、歴史・自然・様々な道を紹介する。

また、伊勢路の四季映像及び熊野古道の全体地図を中心に、気象等熊野古道の現在の姿を紹介する。

ウ) 熊野古道周辺の自然とくらし

i 熊野古道の自然

- ・動物、植物、危険な動植物、希少な動植物をグラフィック等で紹介する。
- ・地図、写真、イラストにより、巨岩、巨木、花など目的別に紹介する。
- ・資料の収集を行い、動植物データベースを構築して展示する。

ii 熊野古道の生活誌

- ・生業と暮らし、漁業、林業、農業をグラフィック等で紹介する。
- ・センターの建築用木材に関するトレーサビリティについて、グラフィックと实物で紹介する。
- ・「熊野の祭り」と「豊かな民話と伝承の世界」を映像で紹介する。

エ) 熊野古道を歩いた人々

i 熊野古道を歩いた人々

古文書や文献等からわかる熊野古道伊勢路を歩いた人々の様子を、模型及びグラフィックで紹介する。

ii 熊野詣と曼荼羅

伊勢参詣曼荼羅・那智参詣曼荼羅を複製で紹介するとともに、伊勢路曼荼羅を新

たに制作する。

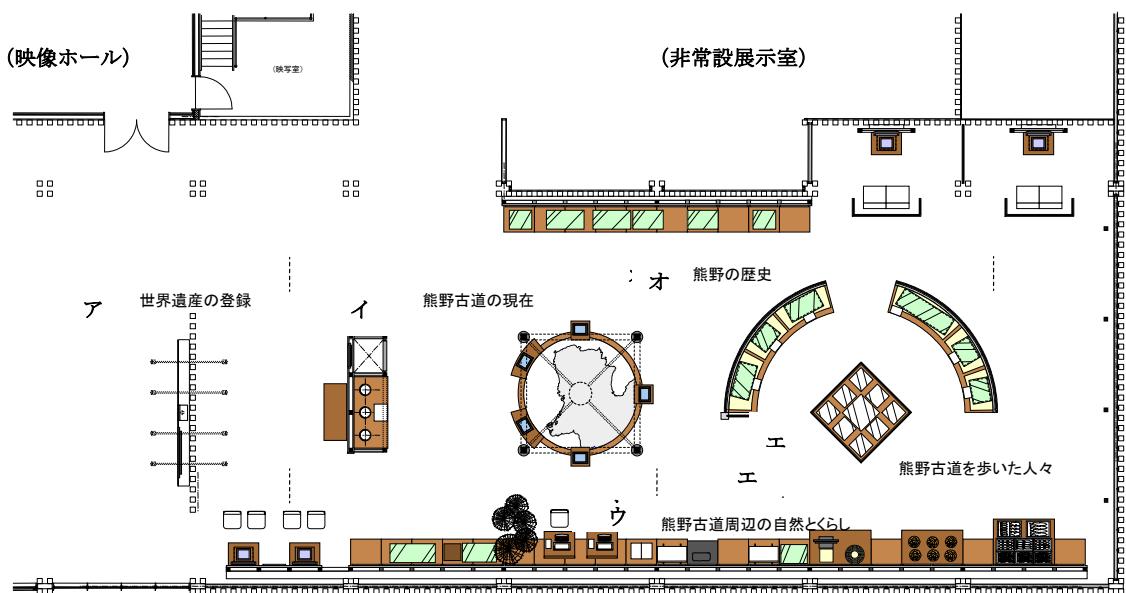
iii 熊野古道と文学

熊野古道や東紀州地域に関する作家等の作品をグラフィックで紹介する。

オ) 熊野の歴史

縄文時代から現代に至る熊野の歴史をパネルで紹介する。

【常設展示室 配置概要】



② 企画展示（非常設展示）

企画展示の開催を情報発信の重要な機会と捉え、常に話題性のある展示に取り組むものとする。

熊野古道に関する自主企画展、美術館・博物館等の巡回展などと併せ、東紀州地域の団体等による企画展も行っていくものとする。

③ 映像展示（常設）

映像ホールにおいて、熊野古道及びその周辺地域の魅力をハイビジョン映像で定時上映するものとする。また、必要に応じて、その他の映像の臨時上映も行うものとする。

④ 収集資料の公開

図書・資料・研究スペースにおいて、研究活動等を行う利用者に資料の公開を行うものとする。

⑤ 企画講座（講演会・セミナー等）の開催

熊野古道や地域の文化等に関する各種講演会、セミナー等を開催し、企画展示や交流催事と関連した企画にも取り組むものとする。

また、講演会場としては、多目的交流棟のほかに展示棟の映像ホールも利用する。

⑥ 広報活動

熊野古道やセンターを理解していただくための広報活動に積極的に取り組むものとし、関連機関や旅行事業者などへもセンターの利用を積極的に働きかけるものとする。

なお、取組みにあたっては、地域の人々の参画が重要であることから、来館や活動への参加の呼びかけを行うものとする。

⑦ 情報提供

収集した各種情報を利用者等に提供する。情報提供にあたっては、ホームページでの提供、パンフレットの配布等多様な方法を用いて行うものとする。

(4) 窓口機能

熊野古道に関する公的施設として、来訪者等の問い合わせに対応していくものとする。

また、拠点施設であることから、観光、物産等様々な問い合わせが寄せられることが想定され、こうした問い合わせについては、関係機関等へ迅速に取り次ぐなど利用者の立場に立った対応を行うものとする。

(5) その他

利用者や地域の人々に愛着をもたれるセンターを目指し、センターの施設や設備の保守、点検等を行うものとする。

また、センター施設の利用許可を行うとともに、施設利用に係る料金の収受を行うものとする。

7 開館形態

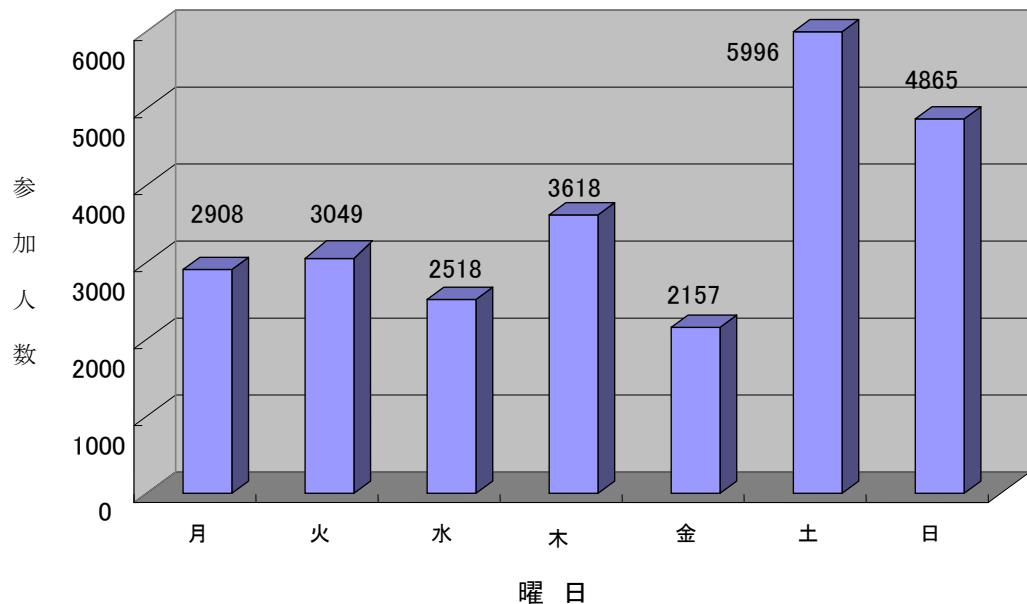
(1) 休館日及び開館時間

① 休館日

休館日は、基本的に年末年始のみとする。

ア) 熊野古道への来訪者は土・日曜日が多いが、子供がいる家族連れより、比較的時間に余裕のある中高年者層を中心であるため、平日においても、週末には及ばないものの一定の来訪者数がある。年末年始以外開館することにより、曜日に関係なく、熊野古道を訪れる方々を受け入れることが可能となるばかりでなく、悪天候時における熊野古道団体客等の見学先となることもできる。

曜日別 熊野古道語り部依頼ツアー参加者数(平成16年度実績)



※ 東紀州地域活性化事業推進協議会調べ

イ) また、センターは多機能施設のため、熊野古道に関わる地域住民や関係者については、平日を中心に利用し、その他の地域住民は、休日・平日夜間を中心に利用することが想定されることから、センターを利用する地域の方々の様々なニーズに応えることが可能となる。

② 開館時間

開館時間は、午前9時から午後5時までとする。また、利用者の便宜を図るため、施設の利用時間は午前9時から午後10時までとする。(特に必要があるときは、開館時間、利用時間を変更することができる。)

- ア) 多目的交流棟の会議室、和室等は、地域の様々な活動等の利用が想定されるが、昼間の勤務時間終了後等に行われることも多い。夜間も利用できることにより、こうした地域の活動等を支援することができる。
- イ) 日照時間の長い夏季等は、できるだけ利用時間を長く取り、利用者の利便性に応えることができる。

(2) 入場料・利用料金等

入場料は基本的に無料とする。

ただし、会議室、和室、体験学習室、映像ホール、非常設展示室の施設を利用した場合には、利用料金を徴収するものとする。

また、センターが実施する公開講座や体験企画等の参加費は、参加者から徴収することとする。

8 運営体制のあり方

センターは県営施設であることから、地方自治法によりその管理運営は、県が直営で行うか指定管理者制度を採用するかを選択する必要がある。

指定管理者制度の導入の目的は、利用者の多様なニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを施設の管理運営に活かし、利用者サービスの向上や行政コストの削減等を図るものである。またこれまでの管理受託制度と異なり、指定管理者が施設の利用許可を行う権限を与えられるなど、柔軟な施設の管理運営を行うことが可能となった。

センターは、熊野古道の拠点施設として、様々なニーズに対応することが求められ、こうした要求に効率的、効果的に応えるためには、熊野古道に関する専門性や利用者に対するサービスの向上等が重要となる。

また、センターが独自の事業を実施し、関係機関や地域住民と積極的に連携した管理運営を実現していくためには、新たな発想に基づく企画力や行動力、さらには集客力を持ち合わせた運営組織が求められる。

こうしたことから、センターの管理運営は、指定管理者制度により行うこととする。

9 運営組織

センターの管理運営は、指定管理者が担うものとし、指定管理者の基本的なあり方は以下のとおりである。

(1) 指定管理者のあり方

① 地域住民と連携した運営

地域の人々に愛着を持たれる施設となることを目指すものとし、そのため多くの地域の人々が運営に参画するよう努めるものとする。

また、事業内容の公開や利用者ニーズに応えた運営などを行っていくことで、センターへの理解者や支援者を増やしていくものとする。

② 利用者の視点に立った運営の実現

熊野古道や地域への来訪者、地域住民、研究者や子供などが、さまざまな目的を持って施設を訪れることから、常に利用者の立場に立って、最高のサービスを提供することに心がけるものとする。

③ 企画力と行動力の充実

センターが扱うテーマは地域のことから世界的なものまで多岐にわたり、これらのことにさまざまな切り口で取り組むためには、斬新な視点と発想による企画力と行動力が重要である。

そのため、人材育成に努め、自由闊達で風通しの良い組織風土を確立し、組織の活力を最大限に發揮するものとする。

④ 運営効率の追求

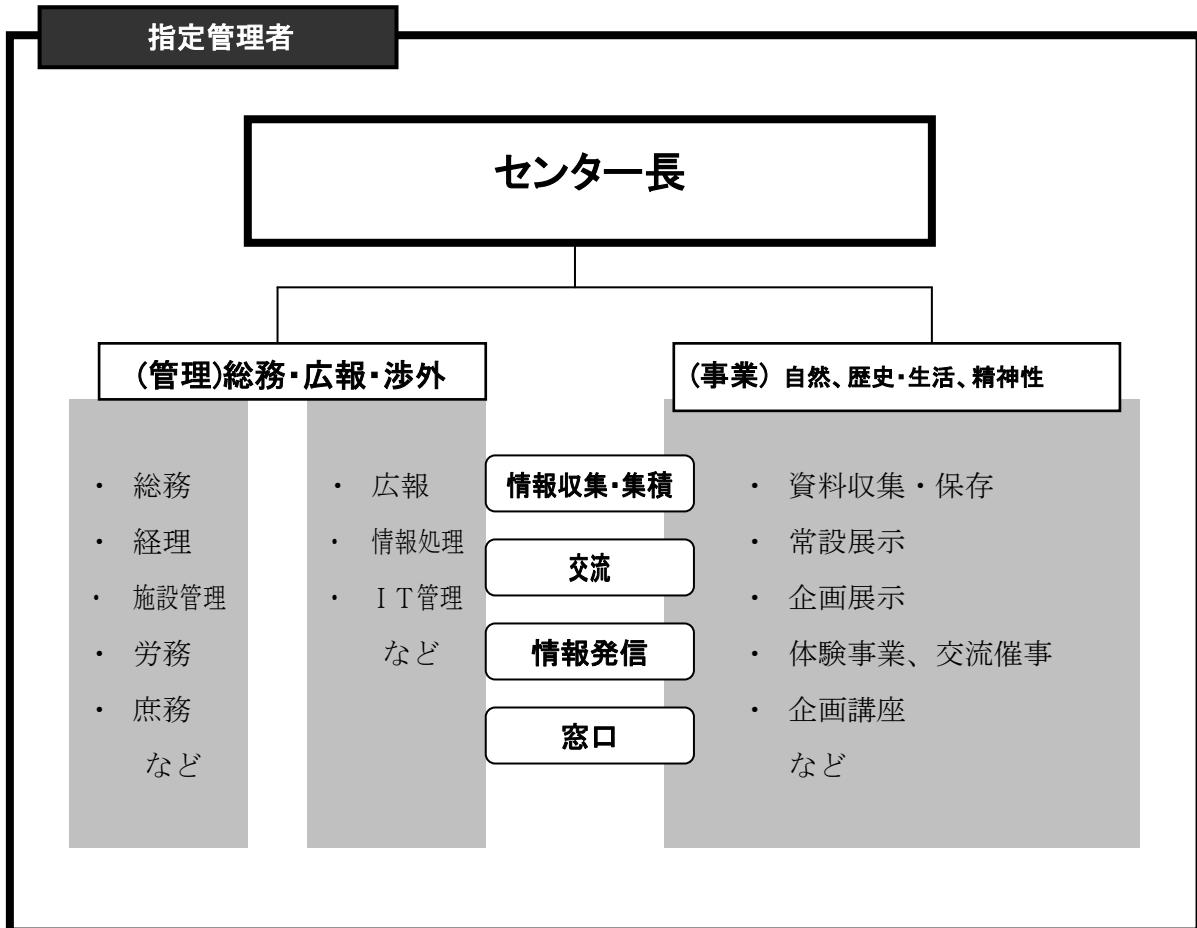
専門的ノウハウを積極的に活用し、効率的な事業運営に努め、職員一人ひとりが経営者感覚を持って運営に当たるものとする。

⑤ 良質な公共サービスの提供

センターは公的施設であり、運営においては公平・平等原則、透明性などが担保されまた公共サービスとしての「質」の向上や、利用者の「満足度」といった多面的な視点から運営に心がけるものとする。

(2) 指定管理者の運営体制

指定管理者の運営体制について、想定される体制は以下のとおりである。ただし、具体的には応募による提案をもとに実施するものとする。



10 交流と連携

(1) 人々との交流

地域の人々が積極的にセンターに関わり、交流を深める活動を行うことで、新たな発見や創造を生み出し、これまでにない発想やアイデアによるさまざまな分野での活動が期待される。

そのため、地域の人々がセンターの活動に積極的に関われるよう、環境づくりに努めるものとする。

(2) 施設との連携

熊野古道に親しんでいただくためには、熊野古道の現地情報はもちろん、周辺地域の情報、さらにはアクセスや滞在に関する情報を提供することが必要である。

地域内のさまざまな公的施設や、まちかど博物館などの施設などと連携をして、情報交換を積極的に行うことにより、利用者にとって有効な情報を提供し、企画展示や催事などにおいても連携した運営を行うことによって、地域内における交流を進めることに心がけるものとする。

また、地域センター（紀北町・御浜町）と連携を深め、情報の受発信を行うものとする。

(3) 地域振興ゾーンとの連携

センターの地域振興ゾーンについては、尾鷲市が「自然資源、人文資源等の地域資源を高度活用した憩いと潤いの場を創設し、三重県立熊野古道センターと連携し地場産業と観光、交流、癒し空間を有機的に結合させ、訪問者と市民のふれあいの場として地域振興を推進するための施設」を計画しており、センターは、地域振興ゾーンとの連携を深めるものとする。

(4) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の各登録地との連携

「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録地は、三重県、和歌山県、奈良県に広がっており、和歌山、奈良両県をはじめ、関係の市町村や団体等との情報交換や連携を深めるものとする。

(5) 全国との交流

日本国内の世界遺産を抱える地域やビジターセンター等と、情報交換や交流催事等を通じて連携を深めるものとする。

また、全国の関係団体等とも連携を深めるものとする。

(6) 世界との交流

ユネスコ等との連携を図るなど、世界遺産に関する施設であることを活かした活動を行うことにより、世界の人々との交流を進めるものとする。

11 事業評価

(1) 指定管理者の自己評価

指定管理者は、協定内容の達成度を点検、評価するとともに、利用者へのアンケート調査等によって利用者満足度を測り、その結果について、次年度の計画へ反映していくものとする。

(2) 県における指定管理者の評価

① 効率的・効果的な運営評価

県と指定管理者が締結した協定書に基づき事業が実施され、その範囲内で評価を行うものとする。ただし、センターでは営利目的の事業を行えないため、効果的な事業運営により経費の節減を実施したことがひとつの評価指標となる。

② 質的な評価

入館者数などの数値と合わせ、利用者へのアンケート調査等による顧客満足度、事業内容など総合的な評価を行うものとする。

③ 「運営評価懇談会（仮称）」の設置

県が指定管理者を評価する上での参考として、学識者や地域の代表者等による「運営評価懇談会（仮称）」を設置し、センターにおける事業内容、経営及び施設管理に関する項目等について意見を聴取するものとする。